

協働プロジェクト

(プロジェクト・りとり : Project LITTLE=Living Together with The People)

実施要綱

2010年3月13日理事会承認

(目的)

第1条 いのちが守られ、身体的・精神的・霊的・知的に健やかに育ち、自らの人生を選びとることができるような平和な社会の実現のため、保健医療が十分に行き渡らない地域の人々と JOCS が知恵と資金・人材を分かち合って、協働事業を行う。

(プロジェクトの概要)

第2条 JOCS の基本方針を理解し共通の目的のため協力できるカウンターパートと協働し、プロジェクトを計画・実施・モニタリング・評価する。

第3条 プロジェクトは、現地 NGO や現地の人々などが実施に参加する保健医療関連の協力事業でなければならない。

(プロジェクトの期間)

第4条 プロジェクト期間は5年以内とする。

第5条 5年以上プロジェクトを行う場合には、評価の結果をふまえて継続の是非を決定する。

(プロジェクトの運営)

第6条 プロジェクトの運営は、JOCS 事務局がカウンターパートと共に、理事会に報告する。

(広報と会員参加)

第7条 プロジェクトの実施状況を広報し、JOCS への支援拡大の機会とする。

第8条 事業に JOCS 会員が参加できる仕組みを検討する。

(相互の義務)

第9条 JOCS はカウンターパートに対して、協働事業における資金の提供と必要な知識、資材、人材の提供を行う。

第10条 JOCS は、カウンターパートが将来的に自立を目指す方向で支援を行なう。

第11条 JOCS は、カウンターパートに対して定期的な報告を求める。

(改定)

第10条 この実施要綱の改定は、理事会の決議を必要とする。

付則：この実施要綱は、2010年4月1日から施行する。